

## 東証指数の停止及び移行に関する方針書

2020年6月1日

株式会社東京証券取引所

### (目的)

第1条 東証指数の停止及び移行に関する方針書（以下「本書」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の算出する指数（以下「東証指数」という。）について、算出・公表を停止する際に公正かつ適切な対応を行うための方針を定めることを目的とする。

### (一時的な公表停止)

第2条 東証は、株価指数の算出において、数値の誤謬、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その公表を停止することができる。算出の一時的な公表停止を指数運営会議において決定した場合は、その旨を速やかにJPXのHP上で公表する。

### (恒久的な公表停止の検討)

第3条 東証は、次に掲げるいずれかの状況が認められた場合、恒久的な公表停止を検討する。

- (1) 指数の設計を大幅に変更することに伴い、旧指数の算出・公表を停止し、新指数を算出・公表する場合
- (2) 指数の利用についてライセンスを付与された第三者（以下「指数利用者」という。）が存在しない等の指数に対するニーズが顕著に低下したと考えられる場合
- (3) 株式市場における構造的な変更により、指数が算出当初の目的を果たさなくなると認められ、かつ算出方法の変更による解決が期待されない場合

### (恒久的な公表停止の手続き)

第4条 東証は、前条に基づき指数の恒久的な公表停止を検討する場合には、指数運営会議において公表停止による指数利用者への影響について考慮をしたうえで、社内規定に基づく決裁を経て公表停止を実施する。

- 2 前項の検討に際して、指数利用者が存在する場合には、指数コンサルテーションを実施し、指数利用者の意見を聴取する。
- 3 東証は、本条により指数の恒久的な公表停止を行う場合は、その実施の1か月以上前に公表停止等の時期及び根拠をJPXのHP上で公表する。

(新指数への移行)

第5条 新たな代替指数へ移行する場合、旧指数と新指数の差の影響（連動する金融商品の有無等）を踏まえ、必要とされる一定の期間について、新指数の算出・公表と並行して旧指数の算出・公表の継続を検討する。

(本書の変更等)

第6条 本書は社内規定に基づく決裁を経たうえで、予告なしに変更されることがある。

#### 変更履歴

公表日	変更内容
2017/3/31	・初版
2020/4/1	・指数コンサルテーションの設置に伴い、第4条を修正。
2020/6/1	・一時的な公表停止に係るプロセスの変更に伴い、第2条を修正。

以上